

## 資料5

# 北部保健医療体制の充実・強化に向けての会議の設置について(案)

熊谷保健所・本庄保健所

## 地域災害保健医療調整会議（平常時の体制）

### ○保健所

■区域内に「地域災害保健医療調整会議」をH30年度中に設置し、「地域災害保健医療対策会議」が発災後1週間以内に設置できる体制を整備。併せて区域内における医療チームの受入れを想定した、災害保健医療活動コーディネート機能を確認するための訓練が実施できる体制を整える。(県目標:2023年度までに実施)

### 構成員(例示)

- ・県(保健所・地域振興センター)
- ・市町(保健福祉・危機管理担当)
- ・地域医師会、災害拠点病院の医師
- ・消防・警察・歯科医師会、薬剤師会、看護協会
- ・透析、小児周産期等コードイネーターやリエゾン

開催頻度:年2回程度

### ○市町

各担当部署間の連携強化や、地域防災計画に基づく医療救護計画策定、保健医療救護活動マニュアル等の整備、各種災害協定に基づくシミュレーションや体制の見直しに取り組むことの理解と協力を求める。

### ○その他の関係機関

災害対策基本法等に基づく防災体制及び、災害救助法、消防法、警察法等に基づく自治体の応急救助体制への協力を確認し、平時連携の強化や訓練参加への協力を求める。

地域災害保健医療対策会議が迅速に設置できる体制が整い、  
災害フェーズごとの保健医療活動体制のイメージが関係者間で共有される

## 地域災害保健医療対策会議（発災時の体制）

埼玉県災害対策本部医療急救部 保健医療調整本部は、災害対策に係る保健医療活動の総合調整機能を担い、非被災地等からの保健医療活動チームを派遣する。「地域災害保健医療対策会議」は、発災直後から活動する地域災害医療ニーズを把握、分析した上で、保健医療活動チームの受入れ及び派遣調整等を行う。急性期(発災直後～)、移行期(地域災害保健医療対策会議設置まで)、中・長期(DMAT撤退後～)の各フェーズにおいてこの機能は維持されるが、最終的には会議の規模縮小(副次圏での設置等)や終結までのアセスメントを行いそれを決定する。

### 構成員(例示)

- ・上記調整会議メンバーや自衛隊
- ・医薬品・医療機器関係団体
- ・ライフライン事業者等

開催頻度:発災後隨時

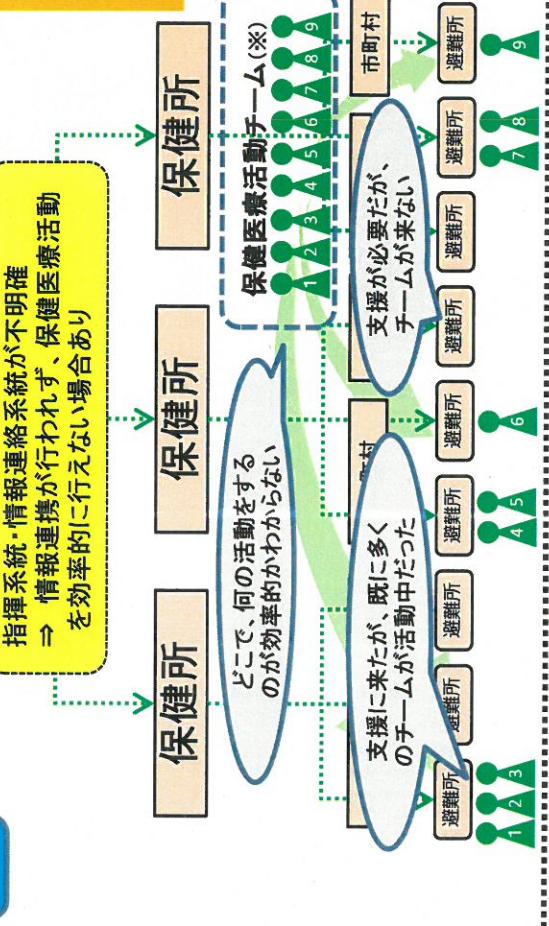
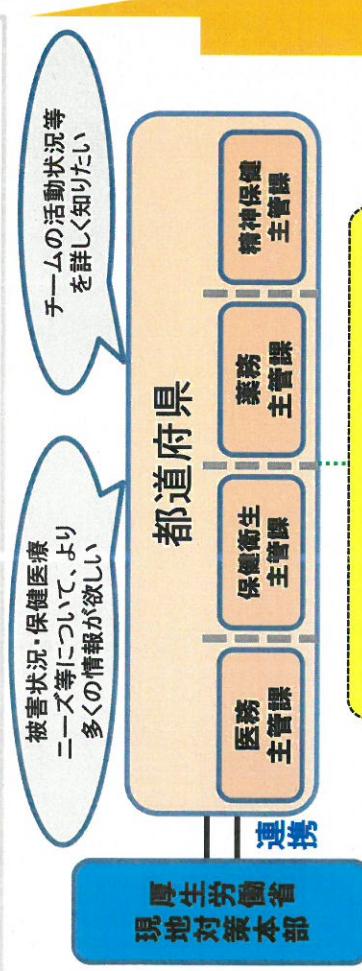
## (参考資料) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

### I 熊本地震における課題と原因

- <課題>
- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況・保健医療ニーズ等、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

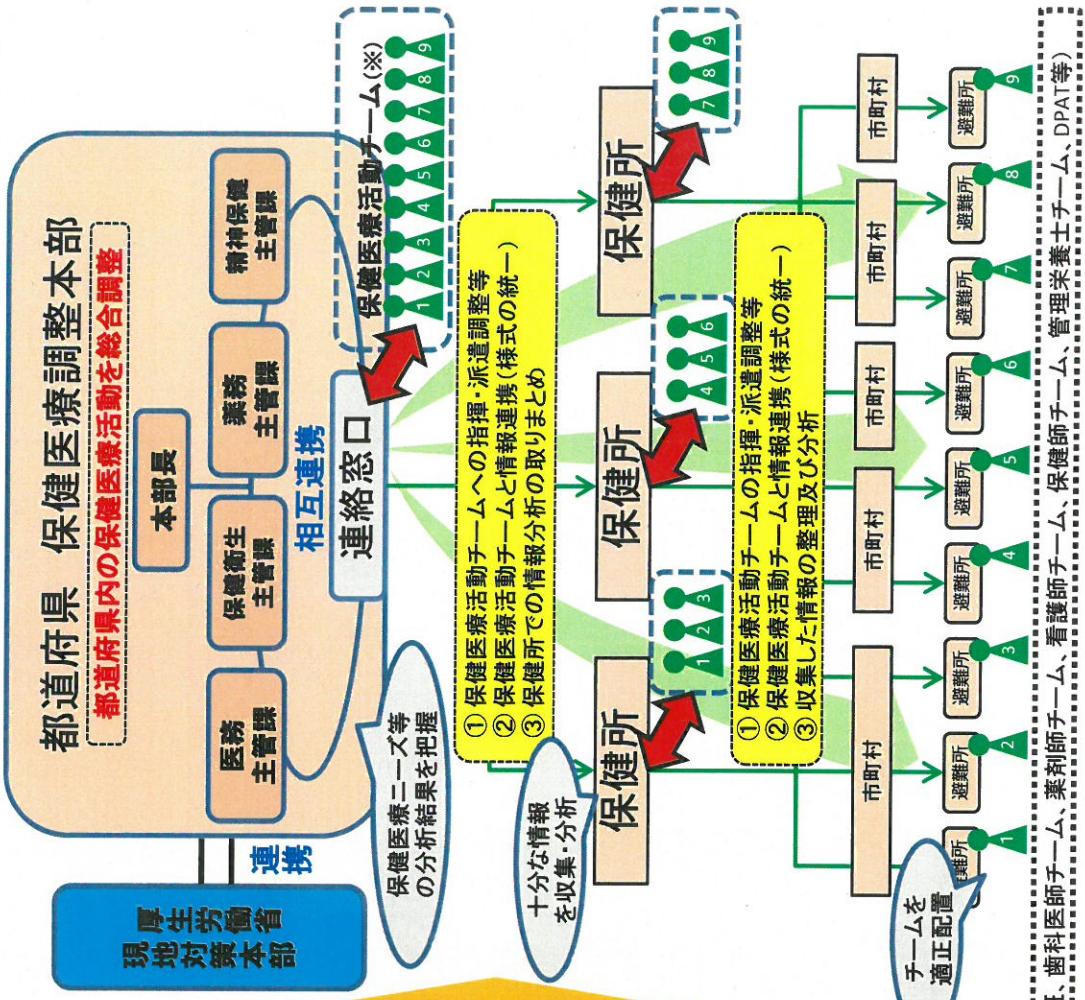
<原因>

- 被災都道府県及び保健所における、保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確で、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。



### II 今後の大規模災害時の体制のモデル

- 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、保健所と連携し、
- ① 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整
  - ② 保健医療活動チームと情報連携（様式の統一）
  - ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析
- を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。



(※) 凡例 : 保健医療活動チーム(DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、看護師チーム、薬剤師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)